

## (旧) 公立大学法人大阪府立大学教員の選択定年制に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第19条第3項の規定に基づき、教員が自らの意思により定年年齢を選択し、就業規則第19条第1項に規定する定年年齢よりも早期に退職できる制度(以下「選択定年制度」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用対象)

第2条 選択定年制度の対象者は、就業規則第3条により同規則が適用される常時勤務する教員とする。ただし、大阪府立大学教員の任期に関する規程の適用を受ける者は除く。

### (定年年齢の選択)

第3条 教員は、第6条に定める申出により定年年齢を選択し、就業規則第19条に定める年齢前に退職することができる。

### (選択できる定年年齢)

第4条 選択定年制度により退職できる定年年齢は、60歳から64歳までとする。

### (退職の日)

第5条 選択定年制度による退職の日は、教員の申出に基づき理事長が決定した定年年齢に達した日以後における最初の3月31日とする。

### (申出の方法等)

第6条 選択定年制度による退職を希望する教員は、退職の日が属する年度の9月30日までに、所定の申出書により、部局長(学域長又は研究科長、高等教育推進機構長、研究推進機構長)を通じて理事長にその旨を申し出なければならない。

2 前項の申出は、当該申出を行う年度の末日の年齢が59歳以上の者が行うことができる。

### (定年年齢の決定)

第7条 理事長は、前条の申出に基づき、申出のあった教員の定年年齢を決定し、本人に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた後は、原則として、定年年齢を変更することができない。

### (再雇用の制限)

第8条 選択定年制度により退職した教員は、再び就業規則第3条第1項に規定する常時勤務する教職員となることができない。

### (退職手当)

第9条 選択定年制度により退職する教員の退職手当については、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員退職手当規程の定めるところによる。

### (その他)

第10条 本規程に定めるもののほか、教員の選択定年制度に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。